

環境報告書 2019



西多摩衛生組合

環境センター

目次

私たちの取り組み	1
第1章 事業概要	3
1 西多摩衛生組合のあらまし	4
2 組織のあらまし	8
3 環境センターの施設のあらまし	9
第2章 私たちの環境負荷低減への取り組み	17
1 環境方針	18
2 平成30年度の物質収支	19
3 平成30年度の実績と評価	20
4 環境負荷	23
ごみの搬入、ごみの処理と再資源化、エネルギー使用と温室効果ガスの排出、水使用と排水、 薬剤購入、排ガス、近隣地域のダイオキシン類の影響等、土壌中のダイオキシン類、 放射性物質および空間放射線量率、臭気、騒音、振動、排水	
5 サーマルリサイクル	50
熱の供給、発電設備	
6 地球温暖化対策の活動	51
地球温暖化対策、省エネルギー・温室効果ガス対策工事、職員の環境教育・啓発、壁面緑化	
7 臭気パトロールの実施	55
臭気パトロールの概要、臭気パトロールの結果	
8 安全衛生などの取り組み	57
安全衛生推進体制、活動	
第3章 コミュニケーション	59
1 環境情報の公開	60
組合公式サイトの開設、情報公開制度の運用、閲覧コーナーの設置、環境モニタリング装置の設置、 環境報告書の作成、広報紙の発行	
2 環境コミュニケーション	61
周辺地域協議会との協働、見学会の充実、環境学習	
3 循環型社会の構築への取り組み	64
構成市町の剪定枝の活性炭への再生利用、エコセメントの活用、多摩地域内の木材（多摩産材）の利用	
4 災害対策への取り組み	67
5 その他の活動	68
協働の取り組み	
公害防止協定書【2019年（令和元年）5月8日施行】	71

◆ 案内図（主な交通経路）

裏表紙

報告対象

西多摩衛生組合環境センターの活動を主な報告対象としています。

報告する期間

平成30年度（2018年4月1日～2019年3月31日）です。また、2019年（令和元年）5月に「公害防止協定書」の全面改定があったため、この部分については、最新の内容を記載しています。※ 本環境報告書については、全面改定前の協定内容が適用されます。

参考にしたガイドライン

この報告書は、東京都環境局の「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン（2005年度版）」（平成17年4月）を参考に、西多摩衛生組合独自の内容も加えて作成しました。

私たちの取り組み

西多摩衛生組合は、構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の約 28 万人の皆様から排出される可燃ごみを適正に処理（焼却）するため、一般廃棄物の中間処理施設等を設置・運営する特別地方公共団体です。

当組合では、環境方針を『環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場』と定め、関係法令を遵守した廃棄物処理を行うとともに、公害防止対策を徹底することで、安全で安定的な施設運営に努めています。

特に公害防止対策については、環境への負荷をできるだけ低減するため最新の技術等を導入することで、周辺住民の組織である羽村九町内会自治会生活環境保全協議会ならびに瑞穂町環境問題連絡協議会と締結している「公害防止協定」を遵守するとともに、情報の公開を積極的に進めることが、第一であると考えています。

1998 年（平成 10 年）に稼働した環境センターの維持管理の状況ですが、社会インフラとして、施設を長期にわたり有効活用するため、平成 24 年度に「西多摩衛生組合環境センター長寿命化計画」を策定し、平成 25 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 7 か年事業として第 1 期基幹的設備改良工事を実施してきました。この計画では、令和 10 年度頃に再度、第 2 期基幹的設備改良工事を実施することで、施設の稼働期間を当初計画の 30 年間から 10 年間延長し、令和 20 年度まで目指す計画となっています。

基幹的設備改良工事の実施にあたっては、「青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町地域循環型社会形成推進地域計画」を策定し、施設を延命化するとともに、設備の省エネルギー化および排出する二酸化炭素の削減を併せて計画することで、環境省の循環型社会形成推進交付金（国庫補助）の対象事業としています。

平成 30 年度・平成 31 年度（令和元年度）の継続事業として実施する第 1 期基幹的設備改良工事では、「発電設備」および「燃焼設備」の改良工事を計画しており、平成 30 年度においては、地球温暖化防止対策を目的に 1 号焼却炉の給じん機の更新工事を行いました。これにより、機能回復と省エネルギー化を図ることが出来ました。

また、今後 20 年間にわたり、現在地で 3 市 1 町による広域的な可燃ごみの共同処理を継続することから、平成 30 年度には「今後の組合運営の方向性に関する検討結果および事業計画」を取りまとめ、清掃工場に求められる新たな社会的役割を具現化していくこととしました。

こうした西多摩衛生組合の事務事業の取り組み状況や活動の成果を、関係者および地域の皆様にご理解いただくため、「環境配慮促進法」により作成・公表が義務づけられている「環境報告書」を刊行しましたのでご一読願います。

当組合では今後とも、事業活動によって生じる環境負荷を最小限に抑制するため、引き続きハードおよびソフトの両面にわたる改善を図り、地域の皆様にご理解と信頼が得られるよう努めてまいります。



西多摩衛生組合

